（信用事業等関連紛争の当事者である加入組合の利用者に対する説明）

第五十条の四十三　指定信用事業等紛争解決機関は、法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第八項の規定による説明をするに当たり信用事業等関連紛争の当事者である加入組合の利用者から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

２　法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第八項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第九項の手続実施記録（以下「手続実施記録」という。）に記載されている信用事業等関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二～四　（略）

（手続実施記録の保存及び作成）

第五十条の四十四　（略）

２　法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第九項第六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　紛争解決手続において特別調停案（法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第六項に規定する特別調停案をいう。以下同じ。）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日

三　（略）

（届出事項）

第五十条の四十五　指定信用事業等紛争解決機関は、法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の七十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一　法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の七十九第一号に掲げる場合　手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び組合又は連合会の名称

二～四　（略）

２　法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の七十九第二号の主務省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一～五　（略）

六　法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定信用事業等紛争解決機関の役員等となった者がいるとき。

七～九　（略）

３　（略）

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

第五十条の四十六　法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の八十第一項の規定による指定信用事業等紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第九号により作成し、事業年度経過後三月以内に農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

２～５　（略）

（信用事業等関連紛争の当事者である加入組合の利用者に対する説明）

第五十条の四十三　指定信用事業等紛争解決機関は、法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第八項の規定による説明をするに当たり信用事業等関連紛争の当事者である加入組合の利用者から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

２　法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第八項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第九項の手続実施記録（以下「手続実施記録」という。）に記載されている信用事業等関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二～四　（略）

（手続実施記録の保存及び作成）

第五十条の四十四　（略）

２　法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第九項第六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　紛争解決手続において特別調停案（法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第六項に規定する特別調停案をいう。以下同じ。）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日

三　（略）

（届出事項）

第五十条の四十五　指定信用事業等紛争解決機関は、法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一　法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十九第一号に掲げる場合　手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び組合又は連合会の名称

二～四　（略）

２　法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十九第二号の主務省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一～五　（略）

六　法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定信用事業等紛争解決機関の役員等となった者がいるとき。

七～九　（略）

３　（略）

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

第五十条の四十六　法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十第一項の規定による指定信用事業等紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第九号により作成し、事業年度経過後三月以内に農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

２～５　（略）